# 公益社団法人 日本コンクリート工学会 受託研究委員会規程

令和元年5月22日 制定令和6年2月29日 改正

(目的)

第1条 この規程は、受託研究制度に則り設置される受託研究委員会(以下「委員会」という。)の組織、職務及び運営等について定める。

### (組織)

- 第2条 委員会は、原則として受託側委員20名以内及び委託側委員をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。
- 2. 委託側委員は、1つの委託元につき2名以内を原則とする。

### (委員長、副委員長、幹事)

- 第3条 委員会に、委員長1名、幹事数名を置く。また、必要に応じ、副委員長1名を置く。
- 2. 委員長は、委託元の意見を参考に会長が指名する。
- 3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

### (設置期間、任期)

- 第4条 委員会の設置期間は、委託元との受託研究契約書に定める受託期間と同一とする ものとし、2年以内を原則とする。
- 2. 委員長、副委員長、幹事及び委員の任期は就任から委員会設置期間終了までとする。
- 3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

### (職務)

第5条 委員会は、民間企業をはじめ外部団体からの委託を受けて、コンクリート工学上有 意義であり、社会へ貢献できる研究課題に関する調査研究業務を行う。

#### (運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

## (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

## 附則

- 1. この規程は、令和元年5月22日から施行する。
- 2. この規程の改正は、令和6年2月29日から施行する。